

## 日本脳炎の予防接種について

- 日本脳炎については、その発生及びまん延を防止することを目的として、昭和51年に予防接種法に位置付けられて以降、定期の予防接種が行われているが、平成17年にマウス脳による製法の日本脳炎ワクチンを接種した後に重症ADEM(急性散在性脳脊髄炎)を発生した事例があったことから、より慎重を期するため、同年5月30日健康局結核感染症課長通知により、接種の積極的な勧奨の差し控えを求めた。ただし、感染のリスクの高い者であって、予防接種を希望するものに対しては、適切に接種の機会の確保について指導を行った。

(参考) 予防接種法に基づく定期接種の接種スケジュール

## 第1期(3回)

- ・ 初回接種(2回): 生後6カ月以上90カ月未満(標準として3歳)
- ・ 追加接種(1回): 初回接種後おおむね1年後(標準として4歳)

## 第2期(1回)

- ・ 9歳以上13歳未満の者(標準として9歳)

- 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン(商品名: ジュービック)が平成21年2月23日に薬事法に基づく承認を受けたことから、厚生労働省健康局長の私的検討会である、「予防接種に関する検討会」(座長: 加藤達夫国立成育医療センター総長)において、検討が行われ、平成21年3月19日に、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを速やかに定期の1期の予防接種に使用できるワクチンとして位置付けることが必要であるとした、「日本脳炎の予防接種の進め方に関する提言」がまとめられた。

(参考)「日本脳炎の予防接種の進め方に関する提言」(以下、「提言」とする。)の概要

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンについては、速やかに定期の1期の予防接種として使用可能なワクチンへの位置付けが必要であるものの、今夏<sup>\*</sup>までの供給予定量が定期接種対象者全員の必要量に満たないこと等から、積極的に勧奨する段階に至っていないと考える。(※平成21年度)今後、検討を進め、併せて定期接種を円滑に行うための体制整備を図ることが必要。

現時点では、細胞培養ワクチンは定期の第2期の予防接種で使用するワクチンに位置づけることは困難である。

接種機会を逃した者に対して引き続き、経過措置について検討することが必要である。

- 提言を受け、平成21年6月2日付で予防接種実施規則等の関連法令の改正が行われ、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンが定期の1期の予防接種に使用できるワクチンとして位置付けられている。

また、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの2期以降の追加免疫に関する安全性・有効性について、研究班(ワクチン戦略による麻疹および先天性風疹症候群の排除、およびワクチンで予防可能疾患の疫学並びにワクチンの有用性に関する基礎的臨床的研究に関する研究: 主任研究者: 岡部信彦)により、研究が行われている。

- 提言では、更に下記の項目について今後検討することとされていることから、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会に設置された「日本脳炎に関する小委員会」におい

て検討を行う。

(今後検討することとされている項目)

- ① 予防接種の積極的な勧奨の取り扱い
- ② 積極的な勧奨を差し控えたことにより接種機会を逃した者に対する経過措置
- ③ 乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンに係る2期の予防接種として用いた場合の有効性・安全性等についての知見の集積

(参考)日本脳炎について(「提言」より一部抜粋)

- 日本脳炎は、日本脳炎ウイルスの感染によって引き起こされる中枢神経系疾患であり、ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖し、蚊によって媒介される。
- 多くは不顕性感染であり、100人から1,000人の感染者に1人が脳炎を発病すると報告されている。発症した場合、約20～40%が死亡に至る病気であると考えられ、特に幼少児や老人では死亡の危険が高い。
- 平成17年の日本脳炎ワクチン積極的勧奨の差し控え以降、3～4歳の接種率が低く留まり、抗体保有状況は、2007年度の0～5歳群でこれまでになく低い割合である。
- 日本国内においてブタの抗体保有率の高い地域や日本脳炎患者が多く発生している地域では日本脳炎ワクチンの予防接種を1度も受けていない現在3～6歳の子どもにおける罹患リスクは依然として存在するものと考えられる。